二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
長谷中尾八二四の二〇、一一八四から一一八七まで、一一八七の二、一一八八、一一八九、一一八九の二、一一九〇の二、一一九〇の三、一二二〇の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年九月十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市西春近七六四一、七六四五、七六四六、七六五九、七八三一から七八三七まで、七八三八の一、七八三八のイ、七八三八のロ、七八三八のハ、七八三八のニ、七八三八のホ、七八三八のヘの一、七八三八のヘの二、七八三八のチ、七八三八のヌ、七八四一、七八四三、七八四八、七八四九、七八五一、七八五二のイ、七八五二のロ、七八五二のハ、七八五二のニ、七八五三、七八五四の三、七八五四の四、七八六六の三、七八六六の六から七八六六の一二まで、七八六六の一四、七八六六の一五、七八六六の一八から七八六六の二〇まで、七八六六の二四、七八六六の二五、七八六六の二八、七八六六の二九、七八六六の三一、七八六六の三四から七八六六の三八まで、七八八一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年九月十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市河辺町三嶋三二三七、三二三五
(一)　指定の目的　水源のかん養
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
河辺町三嶋三二三五（次の図に示す部分に限る。）、三二二七
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　愛媛県大洲市手成甲一七一の一、乙八八の一、乙八八の二、乙一三三、乙一三七、喜多郡内子町寺村三〇〇八から三〇二二まで、三〇二三の一、三〇二六、三〇四八から三〇五四まで、北表甲一八二四、甲一八二五、甲一八二九、甲一八三一、甲一八三九、甲一八四四、乙八五四から乙八五七まで、乙八五九、乙八六〇、乙八六五の一、乙八六五の二、乙八六六の一から乙八六六の三まで、乙八六七
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
手成甲一七一の一・乙八八の一・乙八八の二・乙一三三・寺村三〇〇八・三〇〇九・三〇一一・三〇一四から三〇一八まで・三〇五〇から三〇五三まで・北表甲一八二四・甲一八三一・甲一八四四・乙八五七（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　保安林の所在場所　愛媛県大洲市春賀乙一九八、長浜町穂積甲三九三、甲五三七、甲五三八、甲五四〇、甲五四三、甲五四四の一、甲一二三二、乙三七三の一、乙四一三、乙四一四の一、乙四一四の四、乙四一四の五、乙四一八、喜多郡内子町本川二九三三、二九三五、二九三六の一
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年九月十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢早坂三九の一、三九の六、四〇の一、四四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字本沢早坂四四の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年九月十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　宮城県気仙沼市八日町一丁目一八一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年九月十六日
農林水産大臣　山田　正彦